

「あなたらしい」を築く、「あなたらしい」社会へ

6月23日(木)～29日(水)は男女共同参画週間



男性と女性が、職場、学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには政府や地方公共団体だけでなく、町民一人一人の取り組みが必要です。身の回りの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

町では、第2期町男女共同参画基本計画の策定に際し、男女共同参画推進協議会委員の公募をしています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



▲内閣府ホームページ「男女共同参画社会」ってなんだろう



▲町ホームページはこちら

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243 (直通)

健全な財政運営のために

補助金等審査委員会の委員公募



町が交付する補助金などについて、支出の適正化や透明性の確保の観点から公益性の再検討を行い、健全な財政運営を推進するために設置された委員会です。町民皆さまの意見を反映するために、委員の一部を公募します。

- ▼募集人数 1人
- ▼任期 2年
- ▼報酬 会議1回につき4,400円

▼対象 次の全てに該当する人
① 地方公務員法第16条の規定に該当しない人
② 町内に住所を有し、令和4年4月1日現在で20歳以上70歳未満の人
③ 町が設置する附属機関などの委員を3つ以上兼務していない人
④ 当委員会の委員としてすでに構成員を推薦している団体(自治会を除く)に所属していない人

▼申し込み
申込書に必要事項を記入し、郵送・持参・FAXまたは

メールで提出してください。
※ 申込書は企画室で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

- ▼申込期限 6月24日(金)必着
- ▼選考方法 原則書類選考
※ 必要に応じ面接
- ▼注意事項 会議の時期は夏以降を予定していますが、状況により開催されない場合があります。ご了承の上、お申し込みください。

▼申し込み・問い合わせ先
企画財政課 企画室
☎26・2241 (直通)
✉ kikaku@town.yoshioka.gunma.jp

☎26・2241 (直通)
✉ kikaku@town.yoshioka.gunma.jp

梅雨がやってくる前に!
情報の入手方法の確認を

よしおか ほっとメール

登録はこちら



登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

URL
<https://service.sugumail.com/yoshioka/>

URLを入力または二次元バーコードを読み取ってください。

テレビリモコン [d] ボタン
データ放送を通じて、気象情報や、町が発信する防災情報などを見ることができます。また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先
総務課 協働安全室 ☎26-2243 (直通)



教育委員会定例会の傍聴

- 期日 6月22日㊦
 - 時間 13:00～
 - 場所 町文化センター2階研修室
 - 対象 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

危険なブロック塀は
ありませんか？

吉岡町ブロック塀等除却 補助金

ブロック塀の倒壊などによる人命被害を減らすため、危険なブロック塀の除却費を一部補助します。

※ブロック塀を新たに造る工事部分は補助金対象外です。

補助対象となるブロック塀・工事

国、県、町が管理する道路のうち緊急輸送道路または小学校指定通学路沿いにあるもの

※詳しい対象条件についてはお問い合わせください。

補助金額

1mあたり20,000円または除却費用の3分の2の低い方(上限20万円)

申請期限

12月28日㊦

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

ブロック塀の安全点検をしましょう

ブロック塀が老朽化してひびや傾きは出ていませんか。

地震の少ないと思われていた地域でも地震は突然発生します。定期的に点検を行い、安全を確認しましょう。詳しくは、町ホームページをご確認ください。



▼問い合わせ先
建設課 都市建設室
☎26-2278(直通)

- ▼補助対象物品
 - 生ごみ堆肥化処理容器(コンポスター)
 - 生ごみ処理機(電動式)
- ▼対象
 - 購入日および申請日に町内に住所を有している人
 - 町税の滞納がない人
- ▼補助金額
 - 購入費用の2分の1(100円未満切捨て)

- ▼申請に必要なもの
 - 申請書兼実績報告書(町ホームページからダウンロードできます。)
 - 購入および購入額を証する書類(領収書・レシートなど)
 - 品質保証書その他製品の製造者および品名が確認できる書類(品質保証書、取扱説明書など)
- ▼問い合わせ先
 - 住民課 住民環境室
☎26・2245(直通)

畜産農家は家畜排せつ物の野積み・素掘りなどは法律で禁止されており、適正な管理が義務づけられています。堆肥が野積み状態で放置された場合、悪臭やハ工などが発生し、近隣住民の迷惑になるだけでなく、環境への悪影響が生じる可能性もあります。耕種農家などにおいても、堆肥や家畜のふん尿は適正な管理をしましょう。

堆肥散布は農作物の健全な生育に重要な作業です。町民の皆さまにつきましても、気象状況などによっては、散布された堆肥の臭いが住宅地などに流れることがあります。



ごみ減量化のため
生ごみ処理機器購入費補助金

農作物の生育に必要です
堆肥散布にご理解とご協力をお願いします

ご理解とご協力をお願いします。
▼問い合わせ先
産業観光課 農業振興室
☎26・2281(直通)

